

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3185号)

令和7年3月26日

横情審答申第3185号

令和7年3月26日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和5年1月19日ここ第2996号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成27年9月以降、請求者本人から子（特定個人、特定年齢、特定区在住）へ支払いをしている養育費が、本市において認識、処理されているかに関する情報。具体的には、本市にて認識されている毎月の養育費の全額、支払い開始時期、支払終了時期（又は現在までに至る）。もし支払い実績がない、または取れていない等の認識であればその事実。（児童扶養手当事業に限る）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成27年9月以降、請求者本人から子（特定個人、特定年齢、特定区特定町在住）へ支払いをしている養育費が、本市において認識、処理されているかに関する情報。具体的には、本市にて認識されている毎月の養育費の全額、支払い開始時期、支払終了時期（又は現在までに至る）。もし支払い実績がない、または取れていない等の認識であればその事実。（児童扶養手当事業に限る）」の保有個人情報保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年8月24日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本人開示請求者に係る児童扶養手当の認定請求等の手続がないことから、こども家庭課ではその保有個人情報は取得・作成しておらず保有していないため、旧条例第25条第2項に該当し、非開示とした。

なお、本人開示請求者以外の者が行った児童扶養手当の届出等に関する情報の存否については、令和5年1月19日付ここ第3101号で、旧条例第24条による非開示決定を追加で行うこととした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、審査請求人が求める情報について実施機関が保有する情報を全て開示するよう求める。

- (2) 審査請求人が求める情報の開示手続が本手続でないのであれば、適切な開示手続を提示するよう求める。
- (3) 審査請求人が求める情報は、審査請求人から子へ支払いをしている養育費が、実施機関において正しく認識、処理されているかに関する情報であり、「本市において、児童扶養手当に関し、請求者から届出等を受け決定等を行ったことがなく、当該本人開示請求に係る保有個人情報を本市で保有していないため」との回答は、開示請求情報の回答の根拠理由として齟齬がある。
- (4) 審査請求人は、養育費の申告について子の母親から事情を聴いており、審査請求人から市へ直接確認してほしいと言われているので、旧条例第22条第3号の「本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」は問題がなく、「本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当しない。むしろ、同号ただし書きの「財産を保護」に該当する。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 児童扶養手当の支給に係る事務について

児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給する制度である。

横浜市において支給を受けるためには、支給要件を満たす請求者が、居住区の区役所のこども家庭支援課に認定請求をする必要がある。

児童扶養手当の認定請求者、受給資格者及びその児童が養育費を受けた場合、認定請求者及び受給資格者は、当該年度の児童扶養手当に係る所得の算定に当たり、養育費に関する申告を行う。実施機関は、児童扶養手当法に基づき所得を算定し、手当の金額が変更となる場合は決定通知書等を交付する。

- (3) 本件保有個人情報について

本件本人開示請求書や審査請求書等の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。

平成27年9月以降、審査請求人から審査請求人の子へ支払いをしている養育費が、実施機関において正しく認識、処理されているかに関する情報である。具体的には、実施機関で認識している毎月の養育費の全額、支払い開始時期及び支払い終了時期（支払いが続いている場合は本人開示請求時までに至るこれらの情報）である。もし支払い実績がない、又は確認が取れていない等の場合であればその事実である。

(4) 本件保有個人情報の不存在について

当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人に係る児童扶養手当の認定請求等の手続は行われていないことから、審査請求人の児童扶養手当に係る個人情報としての養育費に関する情報は保有していないと説明する。

確かに、本件本人開示請求を審査請求人の児童扶養手当に係る個人情報としての養育費に関する情報と解する限り、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると判断せざるを得ない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(6) 令和5年1月19日付ここ第3101号による追加決定について

審査請求人は、審査請求人が子へ支払いをしている養育費が、横浜市において正しく認識、処理されているかに関する情報を請求しているのであり、「本市において、児童扶養手当に関し、請求者から届出等を受け決定等を行ったことがなく、当該本人開示請求に係る保有個人情報を本市で保有していないため」との回答は、開示請求に対する決定の根拠理由として齟齬があると主張している。

このため実施機関は、審査請求人以外の者に係る児童扶養手当の届出等の有無について、その存否を答えること自体が児童扶養手当の認定請求等、審査請求人以外の個人の情報を開示することになり、旧条例第22条第3号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することになるものとして、旧条例第24条による非開示決定を追加で行っている（令和5年1月19日付ここ第3101号）。

本件審査請求は、当初の令和4年8月24日付ここ第1746号による非開示決定処分に対するものであるが、当審査会としては、紛争の一次的解決を図る観点から、追加の非開示決定についての意見を次のとおり参考までに示すこととする。

実施機関において審査請求人からの養育費を把握しているか否かが明らかになれば、審査請求人以外の者の児童扶養手当の認定請求等の有無が公になる。そして、児童

扶養手当の認定請求等の有無は、本人開示請求者以外の個人に関する情報である。仮にその認定請求等の有無を個人的な事情から知っていたとしても同号ただし書アには該当せず、また、認定請求等の有無を明らかにすることが審査請求人の財産を保護することになるとも認められないので、同号ただし書イにも該当しない。さらに、同号ただし書ウに該当する事実も確認できない。したがって、旧条例第24条による非開示決定は、妥当であると考える。

(7) 付言

本件本人開示請求書の記載内容から判断すれば、当初から追加の決定で行われた対象文書の特定を行うことが適当であったと解される。

実施機関におかれては、市民等による開示請求権の行使に対して真摯に取り組む一環として、対象文書の特定に、より慎重かつ的確な対応がなされることが望まれる。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 1 月 1 9 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 2 月 2 7 日	・審査請求人から意見書を受理
令 和 5 年 3 月 1 0 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 1 2 月 2 5 日 (第 3 9 2 回 第 一 部 会)	・審議
令 和 7 年 1 月 2 2 日 (第 3 9 3 回 第 一 部 会)	・審議
令 和 7 年 2 月 2 6 日 (第 3 9 4 回 第 一 部 会)	・審議